

池

田

市

耐

制

震

令和8年度



度

補

案

助

内

耐震診断

●補助内容

対象住宅	●昭和56年5月31日以前の木造住宅 (戸建ての住宅、長屋または兼用住宅)
補助額	上限 5万円/戸 ●1㎡あたり1,100円
※補助金のうち1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額とします。	

●補助対象者

- 市内に対象住宅をお持ちの方
- 市税を滞納していない方

●耐震診断を行う者の要件（耐震診断技術者）

次のいずれかに該当する者とする。

- 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「木造耐震診断資格者講習」又は「木造住宅の耐震改修技術者講習会」を受講した建築士
- 公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を平成24年度以降に受講した建築士

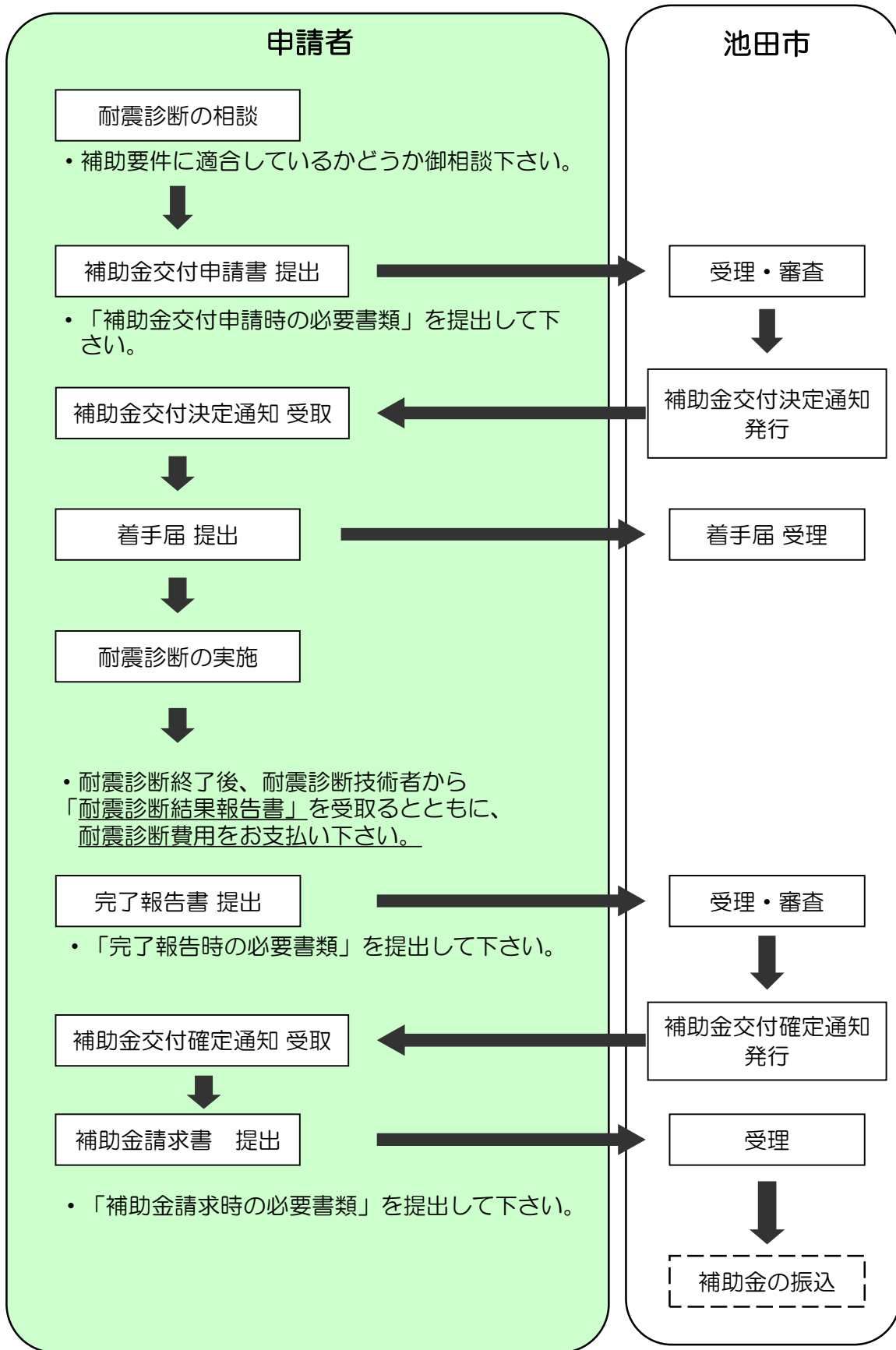
●耐震診断の方法

一般財団法人日本建築防災協会「2025年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく「一般診断法」又は「精密診断法」に限る。ただし、令和9年3月31日までに限り、「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく「一般診断法」又は「精密診断法」による方法でも認める。

●耐震診断補助の必要書類

補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金交付申請書（様式第1号） ●市が納税状況を確認することについての同意書（様式第2号） ●対象物件の築年次・構造などがわかる書類 (例：建築確認済証、固定資産税納税通知書、建築計画概要書、登記事項証明書) ●耐震診断費用の見積書の写し ●耐震診断技術者であることの証明書の写し
着手時	●着手届（様式第5号）
完了報告時	<ul style="list-style-type: none"> ●完了報告書（様式第9号） ●耐震診断結果報告書 ●耐震診断費用支払いの領収書の写し
補助金請求時	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金請求書（様式第14号） ●口座振込依頼書 ●（代理受領の場合）代理受領に係る委任状（様式第15号）

●手続きの流れ



耐震設計

●補助内容

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和56年5月31日以前の2階建て以下の適法な木造住宅 (戸建ての住宅、長屋または兼用住宅) ● 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅を 1.0以上まで高めるための耐震設計を行うもの
補助額	<p style="text-align: center;">上限 10万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1戸当たり(長屋にあっては1棟当たり) ● 費用の7/10以内 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※ 耐震設計と耐震改修の両方の補助を受ける場合は、同年度同時申請が必要です。 ※ 補助金のうち1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額とします。</p>

●補助対象者

- 市内に対象住宅をお持ちの方
- 市税を滞納していない方
- 年間所得が1,200万円以下の方

●耐震設計を行う者の要件(耐震改修技術者)

次のいずれかに該当する者とします。

- 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震改修技術者講習会」を受講した建築士
- 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を平成24年度以降に受講した建築士

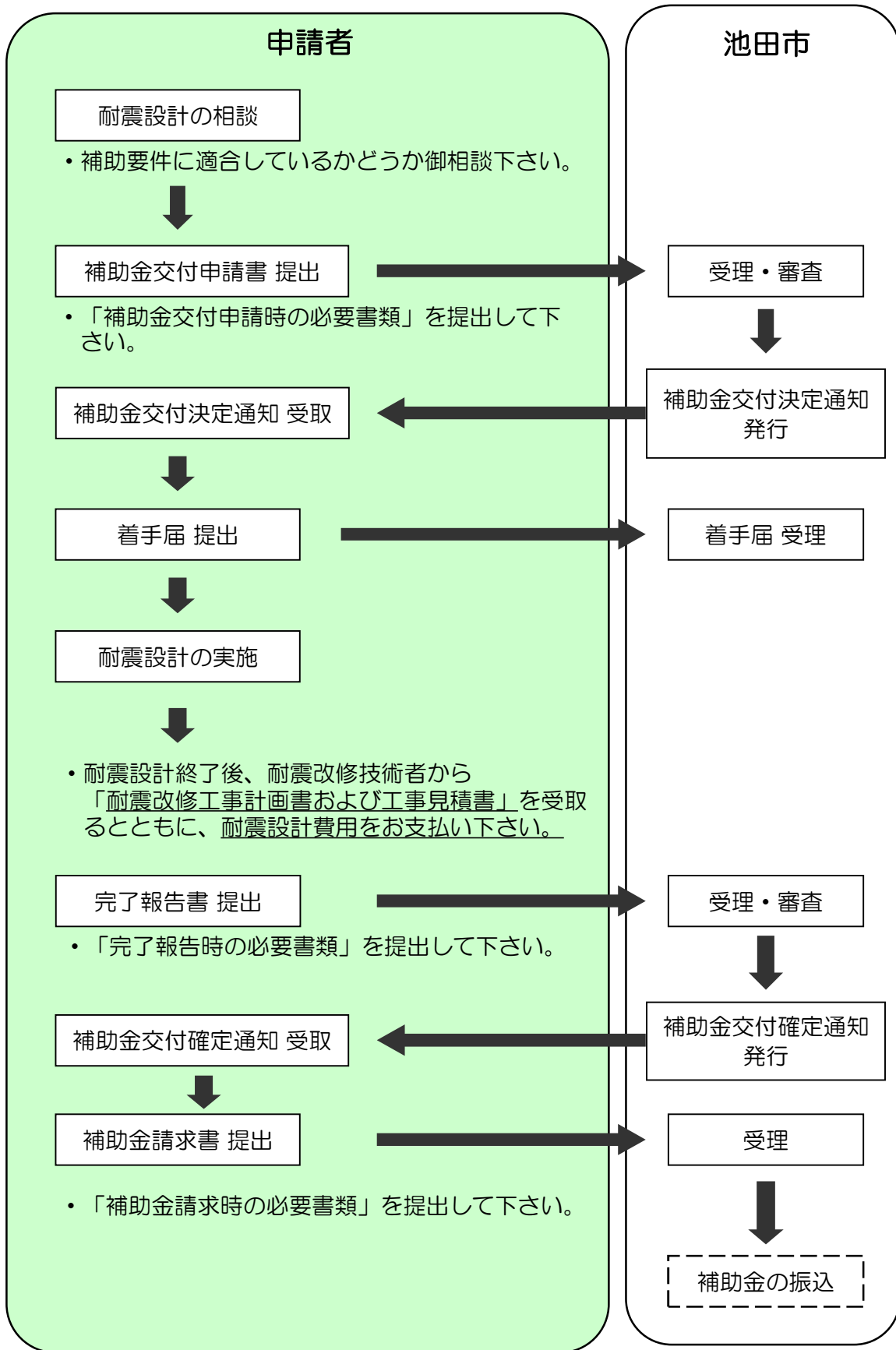
●耐震設計の方法

一般財団法人日本建築防災協会「2025年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく「一般診断法」又は「精密診断法」に限る。ただし、令和9年3月31日までに限り、「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく「一般診断法」又は「精密診断法」による方法でも認める。

●耐震設計補助の必要書類

補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金交付申請書(様式第1号) ● 市が納税状況を確認することについての同意書(様式第2号) ● 対象物件の築年次・構造などがわかる書類 (例: 建築確認済証、固定資産税納税通知書、建築計画概要書、登記事項証明書) ● 対象物件の耐震診断結果報告書 ● 対象物件の写真 ● 耐震設計費用の見積書の写し ● 耐震改修技術者であることの証明書の写し ● 申請者の所得がわかる書類 (例: 住民税決定通知書、市・府民税課税証明書など)
着手時	<ul style="list-style-type: none"> ● 着手届(様式第5号)
完了報告時	<ul style="list-style-type: none"> ● 完了報告書(様式第9号) ● 耐震改修工事計画書 (位置図、平面図、補強計画図、補強後の評点を示す図書) ● 耐震改修工事見積書(耐震に係る金額を明確にして下さい) ● 耐震設計費用支払いの請求書(明細のわかるもの)の写し ● 耐震設計費用支払いの領収書の写し
補助金請求時	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金請求書(様式第14号) ● 口座振込依頼書 ● (代理受領の場合) 代理受領に係る委任状(様式第15号)

●手続きの流れ



耐震改修

●補助内容

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和56年5月31日以前の2階建て以下の適法な木造住宅 (戸建ての住宅、長屋または兼用住宅) ●耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅を1.0以上まで高めるための耐震改修を行うもの
補助額	<p style="text-align: center;">上限 50万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1戸当たり(長屋にあっては1棟当たり) ●費用の1/2以内 <p>※ 耐震設計と耐震改修の両方の補助を受ける場合は、同年度同時申請が必要です。 ※ 補助金のうち1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額とします。</p>

●補助対象者

- 市内に対象住宅をお持ちの方
- 市税を滞納していない方
- 年間所得が1,200万円以下の方

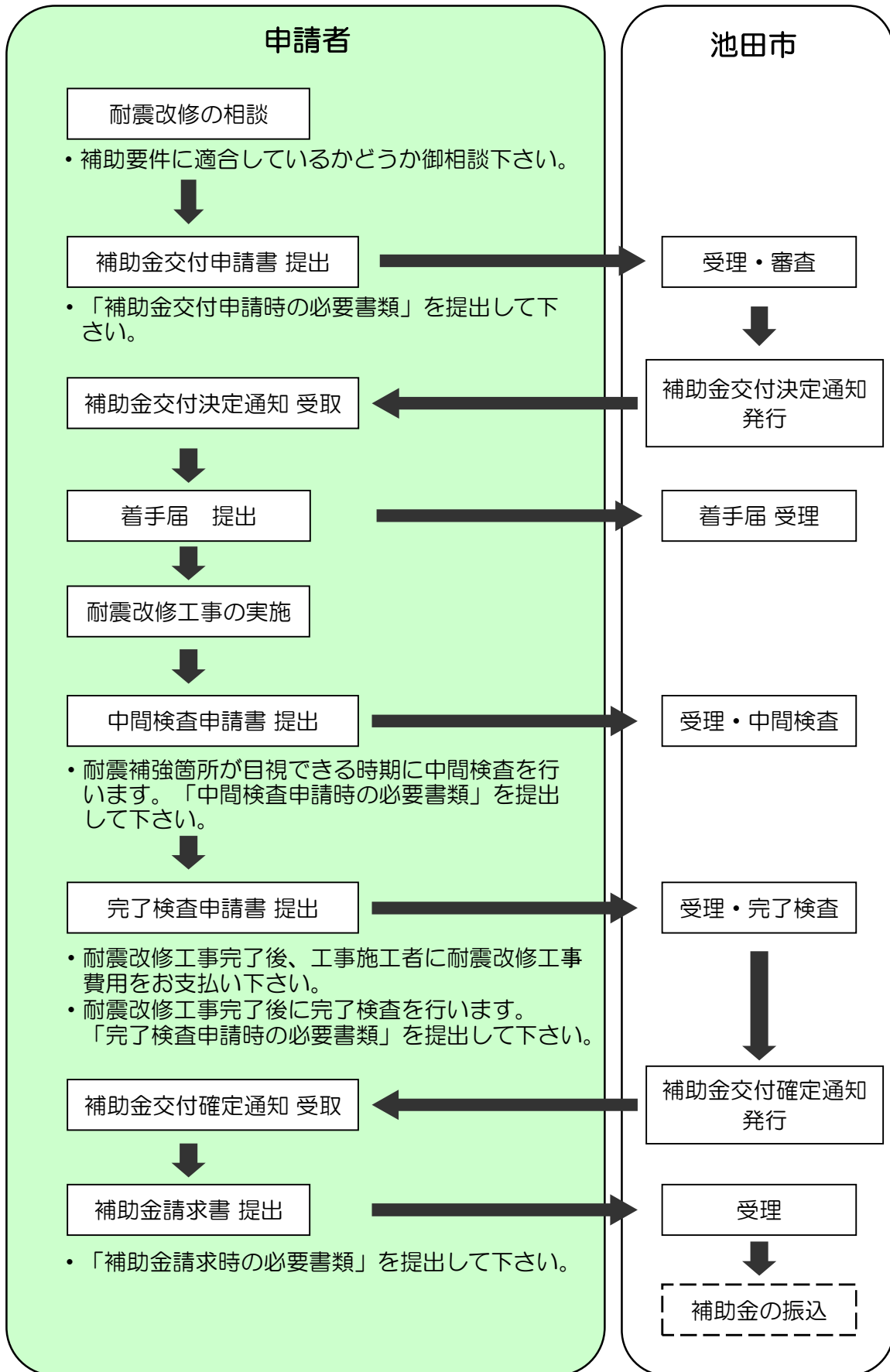
●耐震改修を行う者の要件(耐震改修技術者)

- 次のいずれかに該当する者とします。
- 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震改修技術者講習会」を受講した建築士
 - 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を平成24年度以降に受講した建築士

●耐震改修補助の必要書類

補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金交付申請書(様式第1号) ●市が納税状況を確認することについての同意書(様式第2号) ●対象物件の築年次・構造などがわかる書類 (例:建築確認済証、固定資産税納税通知書、建築計画概要書、登記事項証明書) ●申請者の所得がわかる書類 (例:住民税決定通知書、市・府民税課税証明書など) ●現況建物の耐震診断結果報告書 ●耐震改修工事計画書 (位置図、平面図、補強計画図、補強後の評点を示す図書) ●耐震改修工事見積書(耐震に係る金額を明確にして下さい) ●対象物件の写真 ●耐震改修技術者であることの証明書の写し
着手時	●着手届(様式第5号)
中間検査申請時	●中間検査申請書(様式第11号)
完了検査申請時	<ul style="list-style-type: none"> ●完了検査申請書(様式第12号) ●耐震改修工事写真 (各部位ごとに工事が適切に施工されたことがわかるもの) ●耐震改修工事費用支払いの請求書と領収書の写し
補助金請求時	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金請求書(様式第14号) ●口座振込依頼書 ●(代理受領の場合)代理受領に係る委任状(様式第15号)

●手続きの流れ

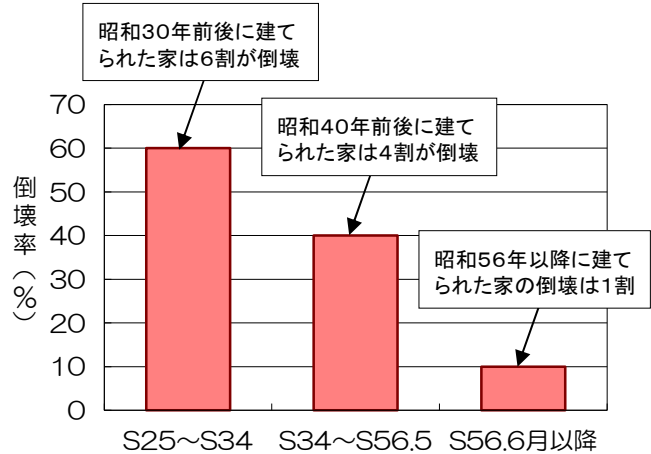


知っていますか？

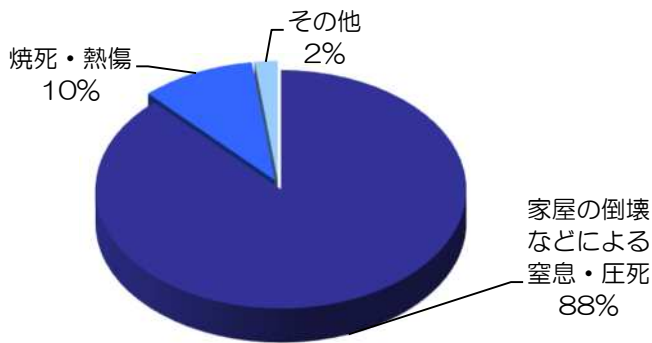
阪神淡路大震災では、

昭和56年5月以前に建設された多くの木造住宅が倒壊しています！

亡くなった方のうち88%が家屋等の倒壊が原因でした！



阪神淡路大震災での死亡原因



補助金での支援

耐震診断 5万円	実際に住宅を調査して、大規模地震に対する建物の安全性を「上部構造評点」という数値で評価することです。他に「地盤・基礎」の注意すべき点についても調査します。	診断費用の目安 5万円
耐震設計 10万円 (費用の70%補助)	耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、耐震性を高める計画を作ることです。具体的な耐震補強工事費もわかりますので、専門家の説明を受けて相談しながら行いましょう。	設計費用の目安 15万円
耐震改修 50万円 (費用の50%補助)	耐震設計に基づき、住宅の耐震補強工事を行うことです。専門家と相談しながら補強内容を確認し、相談しながら行いましょう。	改修費用の目安 100万円 ～300万円



(お問い合わせ先)

池田市 都市整備部 審査指導課

TEL:072-754-6339